

### 承認第3号

#### 専決処分の承認を求めることについて

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成27年米原市条例第25号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成27年5月29日提出

米原市長 平尾道雄

#### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)等が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に米原市国民健康保険税条例(平成17年米原市条例第50号)を改正する必要性が生じ、平成27年3月31日に米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専決処分書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成 27 年 3 月 31 日

米 原 市 長 平 尾 道 雄

## 米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

米原市国民健康保険税条例（平成 17 年米原市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「51 万円」を「52 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「16 万円」を「17 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「14 万円」を「16 万円」に改める。

第 23 条中「51 万円」を「52 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に、「14 万円」を「16 万円」に改め、同条第 2 号中「245,000 円」を「26 万円」に改め、同条第 3 号中「45 万円」を「47 万円」に改める。

### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の米原市国民健康保険税条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 26 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（米原市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

3 米原市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例（平成 25 年米原市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

付則第 1 項を次のように改める。

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第 2 条から第 8 条までの規定 公布の日

（2）第 1 条中米原市国民健康保険税条例付則第 17 項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得および雑所得」に改める部分に限る。） 平成 28 年 1 月 1 日

米原市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市国民健康保険税条例</p> <p>第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>52万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>52万円</u> とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>17万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u> とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u> とする。</p> <p>第3条～第22条 略 (国民健康保険税の減額)</p>	<p>米原市国民健康保険税条例</p> <p>第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>51万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>51万円</u> とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u> とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>14万円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>14万円</u> とする。</p> <p>第3条～第22条 略 (国民健康保険税の減額)</p>

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

第24条以下 略

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の米原市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、な

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき45万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

第24条以下 略

お従前の例による。

(米原市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

3 米原市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例(平成25年米原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

付則第1項を次のように改める。

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条から第8条までの規定 公布の日

(2) 第1条中米原市国民健康保険税条例付則第17項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得および雑所得」に改める部分に限る。) 平成28年1月1日

米原市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（付則第3項関係）

改正後	現 行
<p>米原市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例</p> <p>本則 略</p> <p>付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><u>(1) 第2条から第8条までの規定 公布の日</u></p> <p><u>(2) 第1条中米原市国民健康保険税条例付則第17項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得および雑所得」に改める部分に限る。） 平成28年1月1日</u></p> <p>2 略</p>	<p>米原市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例</p> <p>本則 略</p> <p>付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条から第8条までの規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 略</p>